

労働市民ニュース

平成 29 年（2017 年）6 月 30 日 No.104
編集発行 鎌倉市産業振興課労働者福祉担当
〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10
電 話 0467-23-3000 内線 2402
e メール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

2018 年度 4 月から

『無期転換ルール』本格化まであと 1 年！

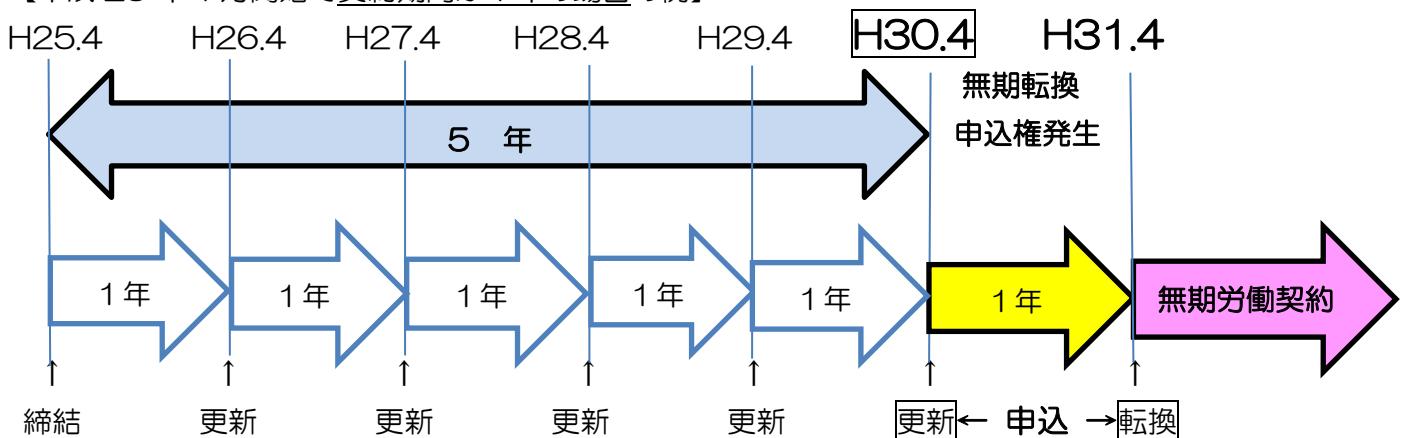
〈無期転換ルールとは〉労働契約法に基づき、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始した有期労働契約が、同一の使用者との間で 5 年を超えて反復更新された場合、有期契約労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。すでに導入されています。平成 30 年 4 月には通算 5 年目を迎える本格化します。（労働契約法第 18 条：平成 25 年 4 月 1 日施行）

申込みがあった場合、事業主は拒否することができません。また申込権の発生を避けるため契約満了前に更新期間年限や更新回数の上限などを一方的に設けても、雇止めをすることは許されない場合があります。

これはパート・アルバイトなどの名称に関わらず、
有期 契 約 労 働 者 で あ れ ば 対 象 に な り ま す。

無期転換ルールとは

【平成 25 年 4 月開始で契約期間が 1 年の場合の例】



〈無期転換申込権が発生するのはどのような場合？〉
その 1 有期労働契約の通算期間が 5 年を超えている
その 2 契約の更新回数が 1 回以上
その 3 現時点での同一の使用者との間で契約している

※無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。

【詳しい情報はこちら】厚生労働省ホームページ [無期転換ルール](#) 検索



厚生年金・健康保険の加入対象の拡大

平成29年4月から、従業員500人以下の企業（中小企業）でも厚生年金・健康保険の加入対象が広がりました（労使合意に基づく適用拡大）！

平成29年4月から、従業員500人以下の企業に勤める短時間労働者の方も、労使で合意すれば社会保険が適用されるようになりました。

【社会保険の適用拡大とは】

これまで、週30時間以上働く方などが、厚生年金・健康保険の加入対象でしたが、昨年の10月からは、従業員501人以上の企業で、週20時間以上働くなど一定の要件を満たす短時間労働者の方々にも対象が広がりました。

さらに今年の4月からは、従業員500人以下の企業であっても、労使で合意すれば、短時間労働者の方々が厚生年金・健康保険に加入できるようになり、これまでより厚い保障を受けることができるようになりました。

＜厚生年金・健康保険に加入するメリット＞

- 将来もらえる年金が増えます。
- 障害がある状態になった場合なども、より多くの年金がもらえます。
- 医療保険(健康保険)の給付も充実します。
- 会社もあなたのために保険料を支払います。また、現在ご自身で国民年金保険料・国民健康保険料を支払っている方は、今より保険料が安くなることがあります。

【詳しい情報はこちら】厚生労働省ホームページ [社会保険の適用拡大](#) 検索



熱中症を防ごう！職場における熱中症予防対策の徹底

神奈川県下では、近年、熱中症による労働災害が多発しています。平成28年の休業4日以上の労働災害は21件で、その内訳として、業種別では、建設業で5件、製造業・小売業・警備業でそれぞれ3件のほか、接客娯楽業、清掃業など幅広い業種で発生し、そのおよそ半数は「屋内作業場」にて発生しています。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、熱中症の予防対策を計画的に進めましょう。

熱中症を防ぐには直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場所などでは、次の対策に努めてください。

1. 作業環境管理

(1)休憩場所の整備など（冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所の設置。氷、冷たいおしぼりなどの身体を適宜に冷やすことのできる物品や設備の設置。飲料水・塩分などの備付け。）

(2)暑さ指数（WBGT値）の活用など（WBGT値：温度、湿度、輻射熱の3つを取り入れた指標）

2. 作業管理

(1)作業時間の短縮など (2)熱への慣れ・適応（順化） (3)水分・塩分の摂取、透湿性・通気性の良い服装の着用 (4)作業中の巡視

3. 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応など (2)日常の健康管理など (3)労働者の健康状態の確認など

4. 労働衛生教育

作業を管理する者及び労働者に対して、熱中症の症状・予防方法・緊急時の救急処置・事例の教育

ひきこもりの子どもを持つ家族のための勉強会

参加無料

- ① 7月 1日(土)13時30分～15時 10代の不登校・ひきこもりの方向け
- ② 7月 15日(土)13時30分～15時 20代・30代の不就労・引きこもりの方向け
- ③ 7月 29日(土)13時30分～15時 湘南サポステ見学会・保護者交流会

〈会場〉 ①②鎌倉市生涯学習センター（きらら鎌倉）4階 第7集会室
鎌倉市小町1-10-5
③ 湘南・横浜若者サポートステーション
鎌倉市小袋谷1-6-1 2階 TEL 0467-42-0203

問い合わせ・ご予約は **湘南・横浜若者サポートステーション** TEL 0467-42-0203
☆鎌倉市では、湘南・横浜若者サポートステーションと連携しています☆

女性就職応援セミナー

参加無料

『女性のセカンドキャリアステップセミナー私が働くということ』

- | | |
|---------------|-------------------|
| 第2回 7月11日(火) | 第5回 2018年1月24日(水) |
| 第3回 9月26日(火) | 第6回 2018年3月7日(水) |
| 第4回 11月14日(火) | |

〈会場〉 鎌倉市生涯学習センター（きらら鎌倉）4階 第7集会室

鎌倉市小町1-10-5

問い合わせ・ご予約は

かまくら主婦'sネットワーク <http://kamakura-net.jimdo.com/>

又は 鎌倉市 産業振興課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853 (直通)

☆鎌倉市協働事業です☆

鎌倉市企業情報発信・交流サイト

<http://kamakura-kigyou.com> ご利用ください！

鎌倉市では、地元企業のPR、企業間でのビジネス交流、求職者と企業のマッチング機会の創出及び地域産業の活性化を図ることを目的とした公式サイト「鎌倉市企業情報発信・交流サイト」を開設しています。このサイトから無料で、求人情報の発信もできます。

ハローワークや求人情報誌での募集に加えて、鎌倉市ホームページでも求人情報を発信してみませんか。

問い合わせ先：鎌倉市 産業振興課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853 (直通)

中小企業退職金共済制度の掛金補助

中小企業退職金共済（中退共）制度は、中小企業で働く従業員のための、国の退職金制度です。掛金は全額非課税で、国から事業主に新規加入助成があります。

鎌倉市では、市内の事業主が、新たに中小企業退職金共済制度または鎌倉商工会議所が実施する特定退職金共済制度に加入した場合、国の助成に加え、市が掛金の一部（従業員一人当たり月額400円）を加入から36ヶ月間補助します。

問い合わせ先：中退共本部（加入について）

TEL 03-6907-1234

中退共



鎌倉市 産業振興課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853（直通）

各種相談のお知らせ

鎌倉市では、専門家による労働問題に関する個別相談を無料で行っています。詳しい日時等は、広報かまくらの毎月1日号に掲載しています。電話予約の上お気軽にご利用ください。秘密厳守です。（なお、鎌倉市が費用を負担するため相談記録を市職員が確認します。予めご了承ください。）

予約・申込：鎌倉市 産業振興課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853（直通）
(予約受付は原則前月20日から)

メールによる労働相談

労働問題全般にわたり、社会保険労務士が相談に応じます。

鎌倉市のホームページ <http://www.city.kamakura.kakanagawa.jp/kinrou/msoudan.html>

から相談を。回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は、原則として一回の往復に限ります。回答をご覧になってご不明な点は、面談による労働相談をご利用ください。

労働相談

職場での様々な労働問題や年金問題等に社会保険労務士が相談に応じます。

労働法律相談

勤労者の直面する法律問題に弁護士が相談に応じます。

メンタルヘルスカウンセリング

職場や日常生活ストレスで悩んでいるご本人、その同僚や家族の方の相談に、産業カウンセラーが相談に応じます。

就職支援相談

キャリアコンサルタントが相談に応じます。就職活動に関する事なら何でもご相談ください。お子様の就職を心配されるご家族のご相談もお受けしています。

